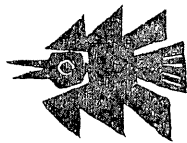


を受けて行われたものである。花村氏は「日本音楽を扱うねらいは、感受性にある。日本音楽のよさなり特質を理解させるには……西洋音楽との対比において（取り扱うのがよい）」といっているが（『音楽教育研究』68年8月号）、このことにははしなくも表われているように、そのねらいは音楽的な意味での感受性を育てることにあるのではなく、「伝統に対する日本人としての心情」の形成にある。もしほんとうに音楽的な意味での感受性を育てようとするのであれば、「伝統的な楽曲のほかに、近代・現代のものも積極的に取り上げるようにすること」の規定が文字どおり生かされていなければならないし、「日本音階は陽と陰の音階の指導にとどめる」などと書くような指導要領の存在そのものを否定しなければならなくなる。

技術・家庭／佐々木亨

（男子向き）

「生活に必要な技術」という矮小化



技術・家庭科という教科で教えられる技術教育の内容——以下、たんに技術科という——を今回の学習指導要領の改訂草案を現行の学習指導要領と対比してみるが、どこがどう変ったかということも調べるのも重要であるが、どこが変らなかつたのか

「日本人としての品格を高めるのにふさわしい音楽とふさわしくない音楽とを判別する力を育てる」という現行要領のことばづかいはたしかに改められてはいるが、底流をなす思想は変わっていないのではないか。「『道徳』との密接な関連を図ること」と書き加えられたことも、現行要領のはんざつな文章表現が整理され柔軟なものになったという見方に対する警鐘となるだろう。

このほか論すべき点が多いが、別の機会に譲りたい。ただ「音の高低の変化によって、音の質量などに変化が現われることを理解させること」（Aの②の7、各学年）「曲態は、斉奏、合奏および歌唱と混合したものとすること」（Cの④のイ、各学年）などという意味の不明文章は願いさげにしてみらわなくてはならない。

△音楽教育の会V

を調べることはいっそう重要であるように思われる。変らない部分に、主要な、致命的な欠陥がふくまれているとみられるからである。

一つの教科の内容が「男子向き」と「女子向き」に分けて示さ

れていることは、現行と何ら変らない。「……向き」ということばづかいは、女子が「男子向き」の内容を学習したり逆に男子が「女子向き」を学習したりすることも許容されるかのような錯覚を与えかねない。事実においては、「男子向き」「女子向き」の内容はそれぞれ教科書も異っているから、ほんとうは「男子用」「女子用」なのである。「男子向き」「女子向き」のちがいは、体育のばあいなどにみられる男女の生理的・肉体的ちがいによる配慮によるものではなく、男子には技術教育・女子にはいわゆる家庭科教育を課するのであって、教育内容そのものが全くちがうのである。かくて、義務教育の課程で男女共学が原則的に否定されているのはこの技術・家庭科だけであつたが、この点は改訂されないのである。「男子向き」「女子向き」のちがいは、技術教育という観点からみると、女子には技術教育らしきものが殆ど全く教えられないという点で、女子が男子から極端に差別されていることが重要なのである。

「女子向き」の内容が「男子向き」の内容と差別されている点では、改訂草案は現行のものよりいっそうひどくなつたといつてよい。たとえば、すべての技術教育の根底の一つと考えられる製図についてみると、現行のばあいは、女子のほうが時間数は少ないにしても、基本的な内容は男女共通であつたし教科書にも共通の記述がみられた（一年生のばあい）。ところが改訂草案によると、「男子向き」のほうは「製図」という独立した分野において投影法から機械製図まで、いわば製図教育の基本的内容はひと通り教

えられることになつてゐるが（このこと自体にふくまれる問題については後述）、「女子向き」のほうでは「製図」という独立の分野がなくなり、製図教育は一年の「住居」という学習分野の一部としてしか教えられないことになつてゐるのである。

技術科の内容という点で重要なことは、ものをつくりながら、そのものつくり在即して学習するという教科の内容・学習方法の基本が少しも變つていないことである。現行学習指導要領とちがつて、教科の「目標」として掲げられた文言にはこの点はふれられていないが、各学年の「目標」の書き出しに、「図面の製図と読図を通して、……」「主として板材で構成する木製品の設計と製作を通して、……」「主として板金で構成する金属製品の設計と製作を通して、……」（以上、男子向き、第一学年）、「機械の整備を通して、……」「電気機器の取り扱いを通して、……」（以上、同上二年）、「内燃機関の整備を通して、……」「作物の環境調節や化学調節を加味した栽培を通して、……」（以上、同上三年）とある。こうして、学習指導要領では「目標」はこれらの作業を通してのみ達成される、と規定されているから、「内容」にあれこれ書かれていても、結局は作業させることそれ自身が目標となり主要な内容となつていゝわけである。

作業をさせながらあれこれの関連知識を学ばせる、というのが技術科の主要な特徴だと文部省はいうのであるが、作業の手順と学習されるべき科学的な理論の系統性とは全く異質のものである。科学的な理論や知識には、それ自身に内在する論理的必然的

な順序や系統性がある。技術科ではそれが根本から否定されているのである。かりに、作業をさせること自体は目的でもなければ内容でもなく、そこにふくまれる原理や科学的理論を教えるのだという考えがあったとしても（教科の「目標」の1にはそう書かれている）、それはあくまでも主観的な意図に過ぎないのであって、学習が作業の順序にしたがって展開されるかぎり、客観的な事実としては科学的な理論を系統的に学ぶことはほんらい不可能になっているのであり、このことは、幾多の経験を通じて明らかにされてきたところである。

文部省が作業をさせることに、なぜ固執するのか。このカギを学習指導要領草案の文面だけから読みとることはむづかしいが、今回の改訂のための「中間まとめ」（六八年一月二四日発表）に明確に示されていた。この「中間まとめ」においては、中学の全教科のうち技術についてだけ、「道徳」との有機的な関連をもつことができるように配慮すること、と書かれていたのである。このことからわれわれは、文部省が技術科という教科において作業をさせることそれ自体を重視しているのは「道徳的配慮」に基づいていること、つまり、何はともかく黙々と作業して勤労精神を学ばせることをねらっているのだ、ということを理解することができるのである。

技術科の内容について、文部省は文部省なりに「系統性」を考えている。たとえば木材加工の分野についてみれば、一年では「主として板材で構成する木製品」、二年では「主として角材で構

成する木製品」の設計・製作させ、金属加工の分野については一年で「主として板金で構成する金属製品」二年で「主として棒材で構成する金属製品」の設計・製作をさせるというのがそれである。板材↓角材、板金↓棒材という「系統性」？ は現行の学習指導要領と全く同様である。このような「系統性」に全く何の根拠もないことはすでに実践を通じて明らかにされてきたところである。さすがの文部省もこれに強く固執することには若干気がひけたものとみえ、今回の草案では木材加工と金属加工については一、二年相互間にわずかながら融通をもたせているが、これはむしろこのような系統性の非科学性を露呈してしまった証拠とみなしてよい。一年生だけでも教えるようなことを二年間に分けてあり、作業をさせることを少しでも合理的に扮飾しようとしているからにはほかならない。

誤解を避けるため、念のためにつけ加えるが、われわれは、技術科で何らかの作業を課すことを全く否定し去っているのではない。われわれは、生徒を作業に参加させることによって、製図、金属加工、木材加工の技能を実際の経験を通じて学びとらせることは、技術教育の一つの重要な構成部分であると考えている。作業それ自体が目的とされたりおもな内容とされることの非科学性を衝き、その点に反対しているのである。

技術科には実的な作業がふくまれるから、学習指導要領がそれに必要な条件について言及していないのは全く不当であるとい

わねばならない。技術科誕生以来の無数の経験が示すところによれば、四十名以上の（しばしば五十名を越える）生徒に作業を課すことは、授業のほんらいの機能である教師と生徒のあいだの教授・学習過程の成立を物理的にさまたげている。作業している生徒の大部分は、教師から何も学んでいないということになってしまふのである。われわれは、技術科の授業は、少くとも一学級の生徒を二分して（いわゆる半学級編成にして）行なわれるべきであり、このような原則が明示され、それが可能なような教員定数の配当も考慮されるべきだと主張する。

草案では、技術・家庭科という教科の総括的な「目標」が、「生活に必要な技術を習得させ、それを通して生活を明るく豊かにするためのくふう創造の能力および実践的な態度を養う」と規定されている。教科の内容に深く関連する技術を、「生活に必要な」とも明確に規定したことは、技術科の致命的な欠陥になるおそれがある。この文面だけでは「生活」ということばが何を意味するのか必ずしも明らかでないようにみえるが、ことさらに「生活に必要な」技術といつているのは、生産技術を排除しているように解されるのである。技術教育における技術は、ほんらい生産技術のことであって、それは社会的な物質的財貨の生産過程での問題である。草案は、「生活に必要な技術」という珍妙な概念をもち込むことによつて、技術科教育で教えられるべきことがらを、日常生活のなかのあれこれのくふう創造という問題にわい小化してしまつていたのである。

現行の学習指導要領と比較して変つてゐる点について若干言及しておこう。

まず、現行の学習分野別の時間数（たとえば、男子向きの設計製図は一年で25時間、二年では30時間等々）の規制がなくなつたことが目につく。これについては少くとも二つのことが指摘できる。現行でも、分野別の時間数を規定していたのは小・中・高全体を通じて技術・家庭科だけだったので、ようやく普通の教科なみになつたにすぎないということが一つ。もう一つは、行政指導によつて検定教科書が実質的に三社ないし二社にしばられてゐるから、ことさらに規定しなくても実質的に規制されてしまふという事情が存在する。各分野ごとの「実習例」（椅子、ブックエンド、ぶんちん等々）がなくなつたことについても同様のことが指摘できる。「実習例」がなくなつても、板材・角材（木材加工）、板金・棒材（金属加工）のような作業の素材が規定されている点から考えても、「実習例」がなくなつた意味はほとんどないといつてよい。

学習分野の学年指定を男子向きについてみると、一、二年の製図が一年だけとなり、一年の栽培が三年にまわり、三年だけだった電気が二、三年にまたがることになり、総合実習の名称がなくなり二年の機械に入れられた点が目につく。このうちとくに重要なことは、技術教育のすべての分野に共通する基礎過程と考えられる製図教育が著しく軽視されていることである。（女子向きでいつそうひどいことは前にふれた）。これは、技術を「生活に必

要な技術」とわい小化していることと共に、技術科では系統的な技術教育を行わなければならないという課題が放棄されようとしている——作業をさせればよいと考えられていることと深く関連していると考えられる。

しごとをさせながら学ばせるという基本的な性格が変っていないから当然のことではあるが、内容選択の原則は基本的には変っていないと考えられる。しかし、各分野に掲げられた内容は、現行のものにくらべるといずれも多くなつたし詳細になつている。

「実習例」や時間数規制がなくなつたのとうらはらに、国家統制がそれだけきまこまかに厳しくなつていゝといつてよい。

内容のひじょうに微細な点では、民間教育研究運動のなかで積みあげられてきた研究と実践の成果を部分的に反映して、改善さ

れたところがある。たとえば、「考案設計」というおおよそ技術科

にしか通用しなかつた珍妙なものが、さすがになくなつたこともその一つである（その代りに「計画」、「設計」が登場した）。構想表示に必要な斜投影法・等角投影法が入つたこともその一つである（現行にはなかつた）。三年の機械学習に「エネルギーの交換」という観点が僅かに入つたこと（これによつてはじめてたんなる機械学習でなく原動機学習が可能となる）もあげられる。

安全についての規定が詳細になつたことが改善であるかどうかは即断できない。安全は、人的物質的な条件がととのえられなければ保証されないからである。この点で、半数学級が実現するかどうか、丸のこ盤がどのように扱われるかは、改善か否かの判定の手がかりとなるだろう。△教育科学研究会・技術教育部会▽

技術・家庭／村田泰彦

（女子向き）

マイホーム時代適合の矮小化



一、改訂の要点について

「女子向き」の検討にさきだつて、こんどの改訂の要点を、「中学校学習指導要領案」（以下、「案」と略称する）でみると、次の

ようになつてゐる。

1、目標について

総括的な目標を、「生活に必要な技術を習得させ、それを通して生活を明るく豊かにするためのくふう創造の能力および実